

遊漁規則の認可についての審査基準

令和5年8月28日
茨城県農林水産部漁政課

第1 趣旨

この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号）に定めるもののほか、法第170条第1項及び第3項の規定による遊漁規則（変更）を認可するための審査に必要な事項を定めるものとする。

なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めるものである。

第2 審査基準

遊漁規則の認可に当たっての審査基準は次のとおりとする。

- 1 法第170条第2項の事項が規定されていること。
- 2 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）第48条第1項第9号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定又は総会の部会において水協法第51条の2第1項の規定に基づく決議が行われていること。
- 3 法第170条第5項各号に規定する内容に該当すること。
- 4 前号の内容に該当するか否かについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく水産庁長官からの技術的助言「遊漁規則の作成及び認可について」（令和4年7月26日4水管第1167号）第5の3(1)及び(2)に基づき判断する。

第3 添付書類

- 1 認可申請書に添付が必要な書類は次のとおりとする。
 - (1) 漁業権遊漁規則
 - (2) 組合法第48条第1項第9号の規定に基づき総会若しくは総代会又は第51条の2第1項の規定に基づき総会の部会において決議したことを証する書類（議事録の抄本または謄本）。
 - (3) 遊漁料算定に関する次の各資料
 - ア 遊漁承認証発行状況
 - イ 水産動植物の増殖及び漁場管理に関する収入・収支及びその内訳
 - ウ 年券利用者の年間における平均遊漁日数を推定できる資料
 - エ 遊漁料算定根拠

- (4) 水産動植物の増殖・管理計画書
 - (5) 遊漁承認証の発行を連合会と共同で行う場合、連合会との間で締結した契約書の写し
 - (6) 遊漁承認証を他の組合が免許を受けた漁業権漁場においても共通で使用できるようにする場合、関係漁協との間で締結した契約書の写し
- 2 変更認可申請書に添付が必要な書類は次のとおりとする。
- (1) 組合法第48条第1項第9号の規定に基づき総会若しくは総代会又は第51条の2第1項の規定に基づき総会の部会において決議したことを証する書類（議事録の抄本または謄本）。
 - (2) 変更理由書
 - (3) 新旧対照表
 - (4) その他変更内容に関する書類
- 3 申請書及び前2項の関係書類は正副2部を提出すること。